

# 教 授 会 規 程

(制定 昭和 32 年 4 月 1 日)

改正 昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

令和 4 年 1 月 26 日 令和 4 年 2 月 24 日 令和 7 年 2 月 26 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（昭和 29 年 4 月 1 日制定）第 46 条の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって構成する。

## (招集)

第 3 条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

## (会議の成立)

第 4 条 教授会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、人事及び大学の重要事項については、3 分の 2 以上の出席を必要とする。

## (議事の決定)

第 5 条 教授会の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数の時は、議長が決する。ただし、人事については、3 分の 2 以上とする。

## (審議事項)

第 6 条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 章第 1 節（第 10 条を除く。以下「法」という。）に基づくその権限に属する事項
  - ア 学長の選考に関する事項
  - イ 教員の進退及び人事に関する事項
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に基づき学長が決定を行う事項
  - ア 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - イ 学位の授与に関する事項
  - ウ 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
  - エ 事業計画に関する事項
  - オ 学科の設置及び廃止に関する事項
  - カ 教育課程に関する事項

- キ 学生の退学、転学、休学等に関する事項
  - ク 試験及び単位認定に関する事項
  - ケ 学生の補導厚生に関する事項
  - コ 学外の大学や短期大学、その他の機関の団体との連携に関する事項
  - サ その他本学の教育・研究に関して重要と認めた事項
- (3) 学校教育法第 93 条第 3 項に基づき学長等から意見を求められた事項
- 2 学長は、前項第 2 号及び第 3 号の事項につき、教授会の意見を考慮して決定を行わなければならない。

#### (岐阜市立女子短期大学審議委員会)

- 第 7 条** 前条第 1 項第 1 号イに掲げる事項のうち教育公務員特例法第 9 条第 1 項に規定する教員の懲戒に関する審議については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 143 条第 1 項に基づき、教授会に岐阜市立女子短期大学審議委員会を設置し、当該審議を委任する。
- 2 前項の岐阜市立女子短期大学審議委員会は、懲戒に関する審議の対象となる事案ごとに、学長の指示により、教授会が都度設置する。

#### (岐阜市立女子短期大学教員人事委員会)

- 第 8 条** 第 6 条第 1 項第 1 号イに掲げる事項のうち法第 3 条第 5 項に規定する教員（非常勤講師を除く。）の採用及び昇任のための選考については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 143 条第 1 項に基づき、教授会に設置する岐阜市立女子短期大学教員人事委員会に、当該審議及び決定を委任する。

#### (議案の提出)

- 第 9 条** 教授会の構成員から議案を提出する場合は、あらかじめ学長にこれを提出しておかなければならない。ただし、緊急の事案であって、教授会が特に認める場合は、この限りでない。

#### (専門委員会の設置)

- 第 10 条** 教授会はその定めるところにより、第 6 条第 1 項に規定する審議事項について調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

#### (幹事)

- 第 11 条** 教授会の記録は、その他の庶務を処理するため、幹事若干名を置く。

#### (その他)

**第 12 条** この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規程は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 この規程の施行と同時に総務委員会規程は、廃止する。